

会 議 録

会 議 の 名 称	行田市情報公開・個人情報保護運営審議会
開 催 日 時	平成20年8月27日（水） 開会；午後1時30分・閉会；午後2時40分
開 催 場 所	行田市役所3階 307会議室
出席者(委員) 氏 名	蔭山好信、鷺尾祐喜義、森田純之助、小澤健一、橘勝代、 川島昭雄、横田夏代、高橋利恵、清水厚一
欠席者(委員) 氏 名	
事 務 局	川島総務課長、藤井主幹、間宮主査、岡野主事
会 議 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・行田市情報公開条例改正の素案について ・平成19年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について ・その他
会 議 資 料	<p>(資料名・概要等)</p> <p>行田市情報公開条例改正の素案</p> <p>行田市情報公開条例【抜粋】</p> <p>行田市手数料条例【抜粋】</p> <p>平成19年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況</p> <p>平成19年度情報開示請求（申出）受付処理簿</p> <p>市報ぎょうだ9月号</p>
そ の 他 必 要 事 項	

川島課長	開会に先立ち担当職員の紹介及び傍聴者なしを報告。
藤井主幹	1 開会
会長	2 あいさつ
	3 議事
会長	(1) 行田市情報公開条例改正の素案についてを議題とする。 事務局に説明を求める。
事務局	資料1～3を基に条例改正の趣旨及び改正の内容について説明。
会長	質疑を問う。
委員	今回の改正は、法律の上位、下位を考慮すると、情報公開法が建築基準法より上位となるので、情報公開条例を改正しなくてもよいのではないか。
	また、営利目的かどうかの判断は、どのように考えるのか。
会長	事務局では、法律の上位、下位をどのように考えるのか。
事務局	一般法、特別法の関係にあるときは、法律の上位、下位の概念が考えられる旨を説明。
会長	情報公開法の公開方法に関しては特別法ではないと考えるということでよいか。
事務局	その旨である。
委員	特別法とはどのようなものか。
会長	一般的にいえば、特別な分野に対しては一般的な法律の他にその分野特有の規律が必要であることから、特別法が定められることがあり、この場合には一般法に優先する旨を説明。
委員	了承。
会長	今回の改正については、営利目的かどうかの判断は難しいところだが、他の法令等に関連や写しの交付等の公開に関する規定が定め

	<p>られている場合は、当該法令等に基づいて公開を行うこととする改正ということによいか。</p>
事務局	<p>その旨である。</p>
会長	<p>他に質疑があるか問う。</p>
委員	<p>市として運用が行い易くなるのか。</p>
会長	<p>解釈、運用は一つにしておきたいということによいか。</p>
事務局	<p>その旨である。</p>
会長	<p>他に質疑があるか問う。</p> <p>質疑がなければ、改正の素案はこれでよろしいか。</p>
委員	<p>了承。</p>
会長	<p>続いて、(2) 平成19年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況についてを議題とする。</p> <p>事務局に報告を求める。</p>
事務局	<p>資料4を基に平成19年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について説明。</p>
会長	<p>質疑を問う。</p>
委員	<p>届出のまとめは、いつを基準にしているか。</p>
事務局	<p>毎年、各年度末でまとめている旨、また、個人情報取扱業務の届出については、各所属で個人情報の取扱いが生じたときに随時届出を受けている旨を説明。</p>
委員	<p>了承。</p>
委員	<p>この報告については、公開請求がなされたものであると解釈してよいか。</p>
事務局	<p>その旨である。</p>
委員	<p>了承。</p>

委員	議題の(1)に戻ってしまうが、条文等について、一般には解釈するのが難しいのではないか。もっと分かり易い文で表記したほうがよいと思うがどうか。
事務局	条文の表記については、法に倣って行っているのが現状となっている旨を説明。
会長	条文の表記には、形式等もあると思うが、今回の意見も組み入れて進めていってもらいたい。
会長	他に質疑があるか問う。 質疑がないので、(3) その他を議題とする。 事務局に報告を求める。
事務局	平成19年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について、情報公開条例第27条及び個人情報保護条例第36条の規定に基づき、市報9月号において公表を行う旨を報告。
会長	質疑を問う。
委員	個人情報取扱業務の届出については、随時、受け付けているとのことだが、資料4の届出件数と市報の届出件数が同数ということは、平成20年度は今のところ届出がないということか。
事務局	資料4の届出件数と市報の届出件数は、ともに平成19年度末の数値なので同数となっている旨を説明。
委員	了承。
会長	他に質疑があるか問う。 条例改正の予定はどのように考えているか。
事務局	12月市議会に上程し、来年の4月施行を予定している旨を説明。 [意見交換]

委託業者における個人情報の取扱いについて

藤井主幹

4 閉会